

第3章 自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造

第1節 健全な生態系の保全及び生態系ネットワークの形成

植物や動物はもとより、それらの生存基盤となる土壌や地形・地質、大気や水など、自然環境を構成する要素を総合的に組み合わせて本県の自然環境を概観すると、大きく「高山帯・亜高山帯（山岳地域）」、「山地帯（奥山地域）」、「丘陵帯・平野帯（里地里山、田園地域）」及び「海岸帯（沿岸地域）」の4つの地域として認識することができます。

「高山帯・亜高山帯」は、標高がおおむね1,200mを超える山岳地域で、本県では、奥羽山脈に連なる蔵王連峰や船形山、栗駒山などが該当し、優れた自然景観に加え、多くの高山性野生生物が生息・生育していることから、国立公園や県立自然公園に指定されています。

「山地帯」は、標高がおおむね300mから1,200mまでの範囲で、北上山地と阿武隈山地、奥羽山脈の山腹を占め、冷温帯落葉広葉樹林をはじめとする森林に広く覆われており、低標高域では、戦後植栽されたスギやアカマツなどで構成される人工林が広範囲に見られます。

「丘陵帯」は、標高がおおむね300m以下で県土のほぼ中央部を占め、古くから開発の手が加えられ、自然林の伐採跡地に生じたコナラ、クリの二次林やスギ、アカマツの人工林と農耕地が混在する里地里山の自然景観が広がっており、藩政時代以降、生活の基盤として利用されてきた「平野帯」では、県中部から北部に広がる仙台平野を中心に水田や畑地が広がっています。これら両地域帯では、社会経済活動の進展に伴う道路整備や林地開発、山村の過疎化などにより、在来野生生物の生息環境に変化が生じており、特に、イノシシ、ニホンジカなどの生息域が拡大し、農林業被害が増加する事態も生じています。

「海岸帯」は、海岸線が複雑で断崖の多いリアス式海岸の北部沿岸地域（岩手県境の気仙沼市から石巻市まで）と川や隣接海岸から運ばれた土砂が波や風の働きによって海岸線に沿ってたい積した砂浜海岸の中南部沿岸地域（石巻市から福島県境の山元町まで）に二分されます。

1 健全な生態系の保全

(1) 保護地域制度等による保全

① 自然公園

自然保護課

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、国民の保健、休養及び教化に資することを目的に、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく国立公園（わが国を代表する傑出した自然の風景地）1か所、国立公園（国立公園に準ずる優れた自然の風景地）3か所、「県立自然公園条例」（昭和34年条例第20号）に基づく県立自然公園（国立・国立公園以外で県内にある優れた自然の風景地）8か所、計12か所、面積171,199ha（県土面積の約23.5%）を指定しています（図2-3-1-1）。

これら地域における優れた自然の風景地を保護するため、地域内での開発行為等について、特別地域内の場合は許可、普通地域内の場合は届出の制度を設けており、平成22年度の許可・届出の総



▲図2-3-1-1 自然公園位置図

第2部 環境保全施策の展開

件数は240件です。

また、貴重な高山植物等を保護するため、特別地域内の一定植物を指定し、その採取等を原則として禁止し、盗掘の防止を図っています。

② 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域

自然保護課

優れた自然環境や市街地周辺の緑地を保全するため、「自然環境保全条例」(昭和47年条例第26号)に基づき、県自然環境保全地域として15地域8,572ha、緑地環境保全地域として9地域10,101ha、計24地域、面積18,673ha(県土面積の約2.5%)を指定し(図2-3-1-2)、自然公園と同様、地域内において一定の行為を行う場合の許可・届出の制度を設けており、平成22年度の許可・届出の総件数は15件です。



▲図2-3-1-2 県自然環境保全地域・緑地環境保全地域位置図

③ 天然記念物の指定の状況等 文化財保護課

動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む)、植物(自生地を含む)、地質鉱物等のうち、学術上貴重で我が国の自然を記念するものについては、「文化財保護法」(昭和25年法律第214号)や「文化財保護条例」(昭和50年条例第49号)に基づき、天然記念物に指定されます。

天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をするときは、国指定の天然記念物については文化庁長官、県指定の天然記念物については、県教育委員会教育長の許可が必要になります。

また、市町村指定の天然記念物については、そ

の市町村の条例の規定によります。

▼表2-3-1-1 宮城県の天然記念物の指定の状況
(平成23年3月31日現在)

指定種別	国	県	市町村	計
動物	7	1	4	12
植物	15	28	220	263
地質鉱物	5	2	8	15
計	27	31	232	290

(2) 生態系保全対策の推進

① 自然公園

自然保護課

ア 金華山島

金華山島は、その大部分が南三陸金華山国定公園の特別保護地区及び特別地区に指定されており、ブナ・モミ・イヌシデ等が典型的な垂直分布を示す原生的自然林と野生のニホンジカやニホンザルが生息する生態学的にすぐれた地域です。しかし、ニホンジカがブナ等の稚樹を採食するため、後継樹が育たず、年々草原化が進行しつつあることから、引き続き、稚樹をニホンジカの採食から守るための防鹿柵の設置を進めるとともに、ニホンジカの生息調査等を実施しました。

なお、防鹿柵の設置工事は、東日本大震災の影響で平成23年度に繰り越しになりました。



▲金華山における生態系保全対策の様子

イ 栗駒山

栗駒国定公園の特別保護地区に指定されている栗駒山山頂付近の雪田植生地域(お花畑)は、登山客の増加に伴い、踏圧による植生の損傷やそれに起因する土砂の流出が生じ、裸地化面積が年々増加する傾向にあり、同様に栗駒国定公園の特別保護地区に指定されている世界谷地湿原地域は、近年、湿原の乾燥



▲世界谷地湿原でのヨシ・ササ等の刈り取り作業



▲世界谷地のニッコウキスゲ

化やヨシ・ササ等の侵入による湿原植生の衰退が進行しています。

これらの対策として、平成22年度は、荒廃している栗駒山雪田植生地域の植生回復を図ることを目的に、登山者の誘導や雨水の流入を防止するための木製階段工・カゴ工を実施するとともに、世界谷地湿原の保全のためのヨシ・ササ等の刈り取り作業を実施しました。

② 県自然環境保全地域等 **自然保護課**

ウラジロガシ、ヤブツバキ、シラカシなどの貴重な常緑広葉樹林が残されている深山県緑地環境保全地域について、自然環境等の変化の状況を把握するため、学術調査を実施しました。

③ 河川 **河川課**

河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観の保全・創出を目的として、改修中の全河川に対し、「多自然川づくり」を推進しています。

④ 農業地域 **農産園芸環境課**

ア 環境にやさしい農業の推進 **農産園芸環境課**

農業は、食料の生産という日々の生活と直結した産業であるとともに、水や緑、水辺の生き物といった自然環境の保全に大きな役割を果たしています。

また、昨今求められている未利用有機物の農地への有効利用は、地域の環境保全に貢献するばかりでなく、農業の生産基盤である土壌の生産性を高める技術として注目されています。

近代農業においては、化学合成農薬・化学肥料などの各種資材の利用により、作物の生産性は飛躍的に拡大しました。

しかし、農薬や肥料による環境への負荷が指摘され、課題となっています。

このことから、環境に負荷を与えない生産活動の実践・努力が必要となり、生産者自身の意識向上が重要となっています。

県では、環境保全型農業の普及・定着、生産者の意識の向上を図るため、各種セミナー・研修会の開催や啓発リーフレットの配布を行っているほか、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」(平成11年法律第110号)に基づき、たい肥等による土づくりや化学合成農薬及び化学肥料の使用低減を図る農業者の育成に努め、環境への負荷低減を推進しました。

また、平成11年に制定した「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」により、本県

産農産物の信頼性を確保するとともに、県民の環境への関心の高まりに対応しています。平成21年には「みやぎの有機農業推進計画」を公表し、環境への負荷軽減が期待される有機農業の推進方向を定めました。

平成19年度からは、農地・水・環境保全向上対策における先進的な営農活動を支援し、定期的な生き物調査等の推進、浅水代かき等水系への汚水等の流入防止対策などを推進しました。

家畜排せつ物等については、有機質資材としてリサイクルするためのたい肥等生産施設の整備や流通体制の強化について推進しました。

また、作物生産の基礎となる土づくりについては、たい肥等の適正な施用について指導しました。

農業の使用については、病虫害発生予察に基づいた適期防除を基本に耕種的、物理的及び生物的防除技術を用いた総合防除の指導を図るとともに、天敵利用による防除等環境負荷低減のための新たな技術の開発・普及に努めました。

化学肥料の施用においては、土壌診断に基づく適正な施肥方法を基本とし、局所施肥や肥効調節型肥料の使用により、施用量を減少させる技術を推進しました。

今後とも、長期的視点に立ち、農業の生産性の維持と環境保全との両立を可能とする環境にやさしい農業の普及・定着を推進します。

イ 水辺の生態系の保全 **農村振興課**

平成13年6月に改正された「土地改良法」(昭和24年法律第195号)においては、事業実施の原則として「環境との調和への配慮」が位置付けられました。

ほ場整備事業等の農業農村整備事業を実施及び予定している地区について、市町村が作成した「田園環境整備マスタープラン」を基本に、事業実施に係る水生生物及び動植物等への影響に配慮する対策を示す「環境配慮実施方針」を作成し、生物等の生息環境の保全に配慮した事業を展開しています。

また、実施方針の作成に当たっては、地域住民参画のもと、「田んぼの生きもの調査」等を事前に実施し、地域との合意形成を図りながら進めています。

田園環境整備マスタープラン作成市町村：26市町村
環境配慮実施方針作成地区：90地区

⑤ 森林

森林整備課

森林は多種多様な生物の生息の場を提供し、生態系の保全や生物種を保存する役割を有しています。これらの森林の持つ機能が高度に発揮される多様かつ健全な森林を整備するため、間伐の実施や、複層林・混交林（異なる樹齢や樹種から成る森林）及び広葉樹林造成等を促進しました。

⑥ 漁場

水産業基盤整備課

沿岸漁業や養殖業の盛んな内湾域や河川では、漁場環境を監視することで、漁業被害を未然に防

止し、被害が発生した際に迅速な対応を行うことができます。

このため、気仙沼湾、志津川湾、松島湾及び鳴瀬川の水質や底質、底生生物等の調査による漁場環境の監視や情報の収集を行うとともに、被害の防除措置への対応を行うことにより、内湾域及び内水面漁場の保全に努めています。

また、東日本大震災により、瓦れき類が漁場に流入し、沿岸漁業や養殖業に支障があるため、瓦れき類の撤去を行うこととしています。

2 生態系ネットワークの形成

自然保護課

生態系（ある地域における食物連鎖などの生物間の相互関係と生物を取り巻く大気や水、土壌などの無機的環境の間に生じる相互関係を総合的にとらえた生物社会の一つのまとまり）を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、かつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している状況が望まれます。

そのためには、適切な規模の保護地域を確保しながら、開発行為等を自然環境の保全に配慮したものに誘導するとともに、生物多様性に富む里地里山や水辺などの身近な自然環境の保全・再生を積極的に進めるなど、多様な生態系を様々な形で

連続させる生態系ネットワークの形成が求められています。

こうしたネットワークの形成に向け、本県では、平成14年3月に「宮城県自然環境共生指針」を策定し、生態系ネットワークの実現を重要課題と位置付けるとともに、関連各種施策を関係行政機関、関係団体、県民と一体となって推進してきたところであり、また平成18年度には、宮城県自然環境保全基本方針を改定し、生態系ネットワーク形成を施策の基本目標の1つとして明記し、改めて、「保全地域」「回復地域」とその両者を結ぶ「コリドー（生態的回廊）」から形成される生態系ネットワークの考え方を示しました。

第2節 生物多様性の保全及び自然環境の再生

1 生物多様性の保全に向けた情報基盤の整備・活用

自然保護課

私たち人間を含めた生物は、互いに深くかかわり合いながら生活しており、生物の多様性を保全するとともに、損なわれた自然環境を再生することにより自然環境の「質」を確保することは、すべての生物にとって重要なことです。

生物多様性を維持するための基盤となる、森林、草原、河川、湖沼、湿地、海岸等の生物生息、生活環境については、これまで実施してきた学術調査やモニタリング調査などの自然史標本を活用しながら、今後も継続的に自然環境を把握する必要があります。

また、絶滅のおそれのある野生生物の現状を把握するため、「宮城県の希少な野生動植物－宮城県レッドデータブック－」の平成25年度の改定を目指します。

これらを基礎資料としながら、県関係機関、高等教育・研究機関、NPOなどが保有する各種調査データなどを相互補完的に活用し得る情報ネットワークの構築に努めるとともに、その活用を通じて、生物多様性を保全するための効果的・効率的な環境配慮に努めます。

2 希少野生生物の保護対策

(1) 希少野生生物の保護

自然保護課

我が国では、平成3年に「日本の絶滅のおそれのある野生生物－レッドデータブック－（脊椎動物及び無脊椎動物）」が発行され、平成4年には「絶滅のおそれのある種の保存に関する法律」（平成4年法律第75号）が施行されるなど、数々の施策が展開されてきました。

県では、平成12年度に「宮城県の希少な野生動物－宮城県レッドデータブック－」を、平成13年度にはその普及版を作成し、市町村や各種団体、教育機関等へ配布し、普及啓発を図っています。

なお、宮城県レッドデータブックは、平成25年度に改訂を目指し、平成20年度から希少野生動物等の生息・生育状況調査を開始しました。

また、一般県民などからの希少野生生物の保護に関する照会に対して、指導・助言を行い、希少野生生物種の保護と普及啓発に努めています。特に、イヌワシ、クマタカ、オオタカを主に、希少猛禽類の保護を図るため、開発行為の事業者等に対して、その保護を要請するとともに、営業期には工事を行わないなど、事業との調整などの指導を行っています。

(2) 内水面外来魚対策の進行状況

水産業振興課・水産業基盤整備課・自然保護課

ブラックバスは肉食性で繁殖力・環境適応力が強く、在来のタナゴ・ワカサギ・フナ等の魚類をはじめ、エビ等の甲殻類や水生昆虫を捕食し、内水面漁業や生態系に大きな影響を与えています。このため、飼育や運搬、放流などが法律で禁止されていますが、違法な放流などによって県内の多くの河川・湖沼に生息域を拡大しています。

県では、外来魚の生息状況や在来魚種への影響の解明、生息域の拡大防止を目的とした調査・研究を行うとともに、漁業者団体が実施する駆除事業や啓発活動を支援しました。伊豆沼・内沼では、ボランティアで構成する「バス・バスターズ」が、人工産卵床を利用したブラックバスの卵、稚魚や親魚の駆除を進めているほか、関係機関が共同して新たな駆除手法などの開発研究を行っています。

また、内水面漁場管理委員会指示によりブラックバス及びブルーギルの再放流を禁止し、内水面漁業への被害の軽減や生態系の回復に取り組んでいます。

3 野生鳥獣の保護管理対策

自然保護課

(1) 鳥獣保護区の整備

① 鳥獣保護区

鳥獣の適正な保護繁殖を図るため、県土面積の約20%に当たる157,330ha（99か所）を鳥獣保護区として指定しており、当該区域での鳥獣の捕獲を禁止するとともに制札の設置等を実施しています。

② 鳥獣保護区特別保護地区

鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護繁殖を図る上で特に重要な地域について、その生息環境を保全するため一定の行為が制限される特別保護地区として10,384ha（14か所）を指定しています。

③ 休猟区

狩猟を一時的に禁止して狩猟鳥獣の生息数の自然回復を促進し、狩猟の永続化を図るため79,413ha（43か所）を休猟区として指定しています。

④ 特定猟具使用禁止区域（銃）

住宅地周辺など銃猟による危険を未然に防止するため、銃による狩猟を禁止する区域として45,870ha（84か所）を指定しています。

⑤ 指定猟法（鉛製散弾）禁止地域

水鳥の鉛中毒事故を防止するため、鉛散弾を用いた猟を禁止する区域として18,663ha（74か所）を指定しています。

⑥ 指定猟法（鉛製ライフル弾）禁止区域

鉛製ライフル弾による猛禽類の鉛中毒事故を防止するため、鉛ライフル弾を使用した鳥獣の捕獲を禁止する区域として7,927ha（1か所）を指定しています。

(2) 鳥獣保護対策

① 傷病野生鳥獣救護

様々な要因によって傷病を負った野生鳥獣のうち、治療が必要なものについては、県内11か所の動物病院等の協力を得て治療を行い、治療を終えた野生鳥獣のうち早期野生復帰が困難なものについては、県民ボランティアである「アニマルレスキュー隊員」に一時飼養を依頼しました。

また、感染症防止の観点から、全国的な高病原性鳥インフルエンザの発生を受けて野鳥の監視強化を図るとともに、死亡野鳥に対する簡易検査を実施しました。

② 大型獣類の保護管理

ア ニホンザル

「第二期宮城県ニホンザル保護管理計画」に基づき「追い上げ」等諸対策を実施し、一部の奥山の群には改善が見られました。

イ ツキノワグマ

「宮城県ツキノワグマ保護管理計画」を策定し、モニタリング調査や学習放獣の検討を行うとともに、年間捕獲数を50頭と決めました。

ウ ニホンジカ

平成20年度に策定した「牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画」について平成22年11月以降の捕獲目標等の見直しを行うとともに、植生及び生息状況調査を実施しました。

エ イノシシ

県南部を中心とした農業被害の拡大の低減を目指して、平成20年度に策定した「宮城県イノシシ保護管理計画」に基づき、遺伝子解析による生息状況調査を実施しました。

③ 希少種情報データベース

自然環境や生物多様性の指標となる希少野生動物の生息・生育状況に関して、国、県をはじめ、大学等調査研究機関、民間研究団体、県民等から広く情報提供を得てデータベース化し、情報の共有化及び一元化を図ることにより、自然環境に配慮した開発事業の実施や自然環境保護・保全活動を行うため、昨年度に引き続いて「希少種情報データベース」にデータを蓄積しました。

4 地域協働を基本とした自然環境の保全と再生

自然保護課

(1) 伊豆沼・内沼自然再生

伊豆沼・内沼は、ハクチョウ類やガン類など数多くの水鳥の渡来地として、県自然環境保全地域、国指定鳥獣保護区特別保護地区、国の天然記念物の指定を受け、また、国際的に重要な湿地として「ラムサール条約」の登録湿地にもなっています。

その保全対策として、「伊豆沼・内沼環境保全対策基本計画」(平成5年3月策定)に基づき、各種事業を実施してきましたが、平成19年度からは、地域住民、専門家、NPO及び関係行政機関等の多様な主体の参加と連携により自然再生を進める「自然再生推進法」(平成14年法律第148号)に則り、事業を実施することとし、調整を進めた結果、平成20年度には同法に基づく自然再生協議会が設立

されました。

平成22年度には自然再生事業実施計画を策定し、沈水植物や在来魚貝類の復元に向けた基礎調査、試験などを実施しました。

(2) 蒲生干潟自然再生

蒲生干潟は、国指定鳥獣保護区特別保護地区及び県自然環境保全地域に指定され、国際的にも重要な野鳥の中継地、繁殖地、越冬地となっています。

平成17年度に、自然再生推進法に基づく「蒲生干潟自然再生協議会」を設立し、その後、自然再生の対象区域、目標及び参加者の役割分担等を定めた「蒲生干潟自然再生全体構想」や具体的な事業実施計画である「干潟・砂浜修復事業実施計画」を策定してきました。

平成22年度においては、協議会の会議で事業の進め方について協議を行うとともに、「干潟・砂浜修復事業実施計画」に基づき、自然再生施設である越波防止堤の詳細設計と工事を実施したほか、各種のモニタリング調査を実施しました。

第二部
環境保全施策の展開
自然環境の保全及び創造



▲ハスの開花シーズン



▲地元小学生によるマコモ植え

しかし、東日本大震災に伴う津波という自然災害により蒲生干潟は被災し、現在も日々姿を変え

ている状況であり、自然再生事業の実施など今後の対応が課題となっています。

第3節 豊かな自然環境を次世代に引き継ぐ基盤づくり

1 自然環境の保全に係る情報の効果的活用

自然保護課

自然環境を適切に保全するためには、まず自然環境の現状を具体的に把握した上で、時間の経過とともに生じる変化をモニタリングし、その原因を究明しながら効果的・効率的な対策を柔軟に講じる必要があります。

また、自然環境の保全・再生の実現に向けた適切な施策の立案や選定に当たっては、高度な専門的知識や技術に基づく、動物や植物、地形、地質などの自然環境要素に関する基礎調査の実施及び自然環境の保全・再生に関する総合的な調査研究体制の確立の推進が必要であり、得られた自然環境に関するデータや知見が、専門家や行政機関のみにとどまることのないよう、それらを広く県民に公開・提供し、自然環境の保全に向けた各主体

の取組がより一層促進されるよう努める必要があります。

平成22年度には、こうした自然環境要素に関する基礎調査として、自然公園に関しては、南三陸金華山国定公園内の金華山島における植生復元事業に伴い実施しているニホンジカの頭数等調査及び植生調査を引き続き実施しました。

また、鳥獣保護行政推進の基礎資料とするため、ニホンジカ（牡鹿半島）、イノシシ、ツキノワグマ、ガン・カモ・ハクチョウ類等の県内野生鳥獣の生息状況を調査しました。

これらの調査結果の多くは、県のホームページや調査報告書により公開し、情報提供しています。

2 多様な主体との協働による自然環境保全活動の推進

自然保護課

自然環境の保全に関する問題は、県民すべての日常生活全般にかかわることであり、近年、NPOをはじめ企業など多様な主体による環境保全活動も活発化しています。

その推進に当たっては、行政、県民それぞれが、共通認識の下に連携・協力して行動することが不可欠であり、自然環境の保全に関する施策を効果的に展開するためにも、多様な主体との協働を強力に推進するとともに、県民自らが積極的に自然環境の保全活動に取り組むことができるよう、専門的な知識を有する指導者の育成や各種の活動情報の提供、交流や研修機会の確保などを通じて、NPOをはじめ多様な主体の育成・支援に努める必要があります。

平成22年度の取組については以下のとおりです。

(1) みやぎバットの森

地球温暖化防止など森林が有する多面的機能を

持続させ、森林の整備・保全を社会全体で支える県民意識を醸成すべく、県民や企業などの多様な主体と協働して広葉樹の森づくりを推進するため、登米市有林0.1haにおいてバットの原木となるアオダモ等の苗木150本植栽しました。

(2) みやぎの里山協働再生支援

社会貢献として森林づくり活動を希望する企業に対して、そのフィールドの斡旋を行い、2件(38.7ha)について協定を締結しました。

(3) 自然公園等の環境保全

金華山島における森林機能の回復と公園環境の保全を目的にNPOと協働で、ニホンジカの食害から植生を保護するために設置した防鹿柵内において、イヌシデやモミの植栽や採種を行ったほか、山岳団体等の会員を山岳環境指導員として委嘱し、一般登山者の山岳環境の適正利用を啓発する山岳環境サポート事業を実施しました。

第2部 環境保全施策の展開

(4) 森林環境共生育成

専門的な知識を有する指導者の育成確保では、森林を利用した自然体験や、自然観察などの野外活動の指導及び森林・林業の普及活動に寄与する専門家を育成する「森林インストラクター養成講座」を31名が受講修了したほか、「みやぎ自然環境サポーター養成講座」については、延べ100名を対象に実施しました。



▲各種養成講座開催の様子

3 自然環境を大切にすることをはぐくむ自然とのふれあい

自然保護課

国立・国定公園などの自然公園や県民の森をはじめとする森林公園などは、気軽に自然とふれあい自然に対する理解を深める場として重要な役割を担っていることから、多様な県民ニーズに配慮した公園・空間づくりに努めるとともに、自然環境の仕組みや成り立ち方などの普及啓発に積極的に活用することが必要です。

平成22年度は、県民の森、昭和万葉の森、こもれびの森等の森林公園をはじめ、伊豆沼・内沼サンクチュアリセンター、蔵王野鳥の森自然観察センター等の施設において、県主催をはじめ、様々な主体により各種自然観察会や自然体験活動等が開催されました。

自然観察会や自然体験活動の開催情報については、各開催主体がそれぞれの情報媒体により発信しており、利用者が県全体の情報を容易に把握す

ることが困難なことから、県のホームページに「みやぎ自然ふれあい情報の森」を開設し、県が各開催主体から情報を収集し、その情報を一元的に提供しています。



▲県民の森における体験活動の様子

第4節 やすらぎと潤いのある生活空間の創造

1 身近な地域の緑化の推進

自然保護課

(1) みどりのクニづくり事業構成施策事業

① 百万本植樹事業

「百万本植樹事業」は、県土緑化の先導的事業として、緑のネットワークを形成させるもので、平成22年度は、6市4町1村の市町村が管理する公共施設等の19か所において、1,051本の緑化木を配布及び植樹しました。

② 宮城みどり基金

「宮城みどりの基金」は、県民総参加でみどりを育てる施策として、平成5年に設置されました。

基金の運用益等により、緑化思想の普及・啓発、森林・緑地等の整備などに活用されており、平成22年度末現在の基金造成額は、15,439千円となっています。

第3章 自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造

▼表2-3-4-1 みどりのクニづくり事業構成施策事業

区分	施策名	担当課(室)	事業期間	事業内容
みどりを まもる	みやぎ未来の森林整備事業	環境生活部 自然保護課	H2～	県内の拠点となる森林を整備し、県民の共有の財産として後世に継承する。
	野鳥の森維持管理事業		H6～	野鳥の森等の施設を維持管理して、県民がいつでも自然に触れ合える場を提供する。
	栗駒山自然景観保全修復事業		H5	自然と景観を保全するとともに自然と人間のかかわりについて考える場を整備する。
	保安林整備事業	農林水産部 森林整備課	H5～	保安林機能の維持増進と潤いのある自然環境の創出を図る。
	県有防災林管理事業	—	—	海岸沿い等に造成された森林の公益的機能の維持・増進を図る。
みどりを ふやす	百万本植樹事業	環境生活部 自然保護課	H5～	家族及び地域の緑化を推進し、快適な生活空間の醸成を図り緑化思想の啓発、人と環境にやさしい県土づくりを促進する。
		土木部 都市計画課	H5～H20	県の各種公共施設に積極的に植樹を行い、緑の量と質の確保を展開することにより、身近な環境の改善、良好な環境の創造を図る。
	都市公園整備事業	土木部 都市計画課	—	都市環境の改善、県民レクリエーション需要に応える広域公園を整備する。
みどりを 育てる	みやぎ森林とのふれあいフェスティバル開催事業	環境生活部 自然保護課	H5～H18	緑の文化創造のアプローチプラザとしてみどりの関連行事を一本化して緑の大切さをアピールするため開催する。
	宮城みどりの基金造成事業		H5～	緑化運動の展開を通じて基金の造成を図り、みどり資源のもつ環境・文化的資源の価値を高めみどり豊かな県土をつくる。
	自然とのふれあい事業		H11～	自然教室や自然観察会など、広く県民に対して自然とふれあう機会を提供することにより、自然保護思想の普及啓発を図る。

▼表2-3-4-2 百万本植樹事業実績表

<過年度実績表(平成5年～平成22年)>

事業区分	事業か所	事業内容	植栽本数
市町村等公共施設緑化木配布	仙台市 外 640か所	市町村立公園・諸施設等への緑化木配布	144,447本
県有公共施設緑化事業	東北歴史博物館 外 114箇所	庁舎・諸施設等への植樹	37,237本
合計	754 か所		181,684本

<平成22年度事業実績概要>

事業区分	事業か所	事業内容	植栽本数
市町村等公共施設緑化木配布	大河原町外 6市4町1村	市町村立公園・諸施設等への緑化木配布	1,051本
合計			1,051本

(2) 都市公園の整備

都市計画課

生活様式や価値観の変化に伴う多様なニーズとともに、防災や環境面で緑とオープンスペースのもつ機能の重要性が再認識されており、これらに対応できる種々の都市公園の整備が要求されてきています。このため、次に示す計画軸により地域バランスを考慮し、都市計画事業はもとより、種々のまちづくりや地域開発等の諸地域計画等と連携させながら進めることが必要であり、特に市街地においては、より効果の高い整備を促進して良好な生活環境を目指すことが重要です。

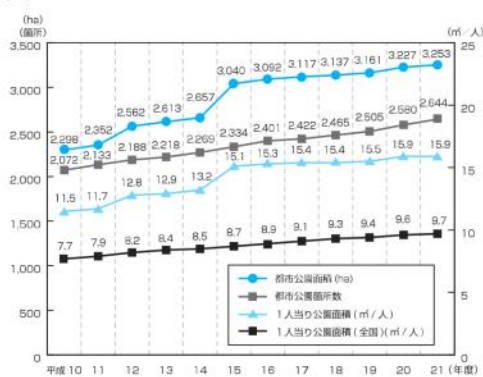
【都市公園整備における計画軸】

- ・すぐれた自然環境を構成する緑地の保全・保護(環境)
- ・地域の歴史や文化的資源と結びついた地区の保全・整備(歴史文化)
- ・すぐれた景観資源の保全・整備(景観)
- ・日常生活圏及び広域圏におけるレクリエーション・コミュニティ活動空間の整備(レクリエーション)
- ・都市災害の防止や緩和及び避難地や防災拠点となる緑地等のオープンスペースの整備(防災)

第2部 環境保全施策の展開

公園緑地が持つ機能は、空間としての「存在効用」と利活用の場としての「利用効用」の2つが考えられますが、単なる施設の提供だけでなく管理を通してはじめてその機能が発揮されるものであり、また、施設の維持管理と併せて利用者のニーズに対応したよりよいサービスを図る運営管理が一段と重視されてきました。

公園緑地をより魅力ある環境として保持するためには、これらの諸機能を適正に維持し、利用を促進させるという本来の目的を達成させることが重要であり、公園緑地の配置や整備計画と調整を図りながら、効果的、効率的な管理運営を行います。



※都市公園等とは、都市公園法に基づき開設された公園の全てを含む。

▲図2-3-4-1 都市公園開設推移



▲広域公園 (宮城県総合運動公園総合体育館・利府町)



▲近隣公園 (美田園中央公園・名取市)



▲街区公園 (長町二丁目公園・仙台市)

(3) 道路緑化の推進

道路課

県では、森と海の豊かな自然に恵まれた地域の特性を踏まえ、自然環境・生活環境といった様々な視点から、未来に誇れる強く美しい県土づくりを目標に掲げ、社会資本整備を行っています。

道路緑化については、地域住民と行政が「共に考え、共に創り、共に育む」をモットーに、県土の豊かな緑を活かし、都市と自然が調和した独自性のある道路環境となるよう、地域住民と協働して緑化作業を実施します。

2 身近な水辺環境の保全と創出

(1) 親水空間の整備

河川課

河川の豊かな自然環境は、多様な動植物の生息・生育及び繁殖環境を支えるとともに、美しい景観を形成している。人々が河川に近づき自然と親しむことができるよう、環境学習や癒し等の場として、親水空間の整備を推進しています。

(2) 港湾内緑地の整備

港湾課

港湾内緑地は、建造物が与える景観的圧迫感を緩和させ、景観的に単調な空間に変化を与えることで、働く人に快適な就労環境を提供するだけでなく、レクリエーションやウォーターフロント等憩いの場として広く県民に利用されています。

このように県民に親しまれる港湾の環境形成のための中核施設として、港湾内緑地の整備を進めています。

▼表2-3-4-3 港湾内の主な緑地・公園

港名	緑地・公園名	面積	施設概要
仙台塩釜港 (仙台区)	仙台港中央公園	91千㎡	展望台、親水広場、テニスコート等
	湊浜緑地公園	69千㎡	海水浴場、階段護岸等
	向洋海浜公園	32千㎡	駐車場、多目的広場、展望台等
仙台塩釜港 (塩釜港区)	中の島地区緑地	24千㎡	野球場、テニスコート等
	(仮称)港地区緑地	31千㎡	(造成中)
石巻港	雲雀野東緑地	102千㎡	(整備予定)
	雲雀野西緑地	138千㎡	(造成中)
気仙沼港	汐見公園	4千㎡	パーゴラ等

(3) 漁港環境整備

水産業基盤整備課

漁港の環境向上に必要な施設を整備するとともに、水域の環境を保全することによって、漁港における環境の保持、美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成することを目的としています。

現在、磯崎漁港（県・松島町）で水域空間の有効利用のため親水施設並びに漁港環境の有効活用のための広場等の整備を行っています。

(4) 海岸環境整備事業

港湾課

高潮、波浪等の自然災害から沿岸住民の生命・財産を守るため海岸保全施設の整備を実施しています。護岸型式として緩傾斜堤を取り入れるとともに緑化するなどして、自然景観やその他の周辺景観と調和の取れた施設を整備するなど、国土保

全との調和を図りながら県民に親しまれる魅力のある海岸の景観形成を進めています。

▼表2-3-4-4 主な海岸環境整備施設

事業	海岸名	地区名	施設概要
港湾	仙台塩釜港海岸 (離島)	桂島 (前浜)	人工リーフ、階段護岸、遊歩道
		寒風沢 (前浜)	離岸堤、階段護岸
	仙台塩釜港海岸	湊浜	離岸堤、親水護岸、遊歩道

3 美しい景観の形成

(1) 良好な景観形成の推進

都市計画課

平成16年に「景観法」（平成16年法律第110号）が制定され、景観への取組が国の施策として位置付けられたことを踏まえ、美しい景観を保全・創造していくためには、行政・民間及び地域住民が連携し、協力していくための総合的な施策の推進が必要であることから、平成19年5月に「新・宮城県景観形成指針」を策定しました。

また、平成21年7月に美しい景観の形成についての基本理念を定め、その施策の基本となる事項を定めた「宮城県美しい景観の形成の推進に関する条例」（平成21年条例第44号）が制定されました。

同条例及び同指針に基づき、景観行政団体への移行に向けた市町村への支援とともに、普及啓発の一環として、景観を生活の中の身近な問題として捉え、自らの問題意識からの自発的な行動を促せるよう、「みやぎ景観フォーラム」を開催するなど、景観形成を支える県民意識の醸成に向けて、積極的に施策・事業を展開しています。

- 景観行政団体
景観法に基づく、景観計画の策定等景観行政に取り組む地方自治体
- 県内の景観行政団体
宮城県、仙台市、登米市、松島町、塩竈市、多賀城市（移行順。塩竈市及び多賀城市は、平成23年4月1日移行。）

(2) 屋外広告物への規制

都市計画課

「屋外広告物法」（昭和24年法律第189号）及び「屋外広告物条例」（昭和49年条例第16号）に基づき、屋外広告物の表示・設置等に対して、地域の土地利用等に応じた必要な規制を行いながら、地域の景観と調和した屋外広告物の表示・設置等を

誘導することにより、県土の良好な景観の形成、風致の維持及び屋外広告物による公衆への危害の防止を図っています。

同条例等においては、禁止広告物、禁止物件とともに、禁止区域、許可地域に係る規定が定められ、許可地域において、屋外広告物を表示・設置しようとする者は、知事の許可を受けなければならないとしています。

また、電柱等の違法なはり紙を減らすため、平成17年7月に違法広告物除却サポーター制度を発足させ、ボランティアによる除却活動を行っています。

さらに、従来は届出制であった屋外広告業について、平成16年の屋外広告物法の改正により、営業停止命令等の罰則を適用できる登録制の導入が可能となったことから、平成17年7月から屋外広告業の登録制度を採用し、屋外広告業の関係団体と連携しながら、悪質な業者の排除とともに、優良な業者の育成に努めています。

(3) 電線類の地中化

都市計画課・道路課

日本の都市に比べ、欧米の都市の街並みが美しいと思える要因のひとつに、立ち並ぶ電柱と空を横切る電線のないことがあげられます。道路から電柱・電線を無くす無電柱化に対する要望は、歩行空間のバリアフリー化、避難路の確保等、都市防災対策及び良好な住環境の形成等のほか、歴史的な街並みの保全等、美しい景観形成の観点からも強く求められています。現在、県では無電柱化推進計画（平成21～25年度）に基づき、まちなかの幹線道路や歴史的街並みを保全すべき地区等、良好な都市景観の形成を目的として電線共同

第二部
環境保全施策の展開
自然環境の保全及び創造

第2部 環境保全施策の展開

溝事業を推進しています。

また、歩道が狭い、あるいは設置されていない道路のように、電線共同溝等の地中化による無電

柱が困難な箇所においては、裏配線や軒下配線等の整備手法が有効です。

4 個性ある地域づくりの推進

(1) まちづくりの支援

都市計画課

① 身近なまちづくり支援街路事業

日常生活の豊かさを実感できる身近な生活空間の整備や、より質の高い街路空間の整備に対するニーズが高まっています。このため、地域の特性を生かした個性のあるまちづくりに取り組もうとする地区を対象に、身近なまちづくり支援街路事業を実施しています。

塩竈市の鹽竈神社周辺地区においては、鹽竈神社をはじめとする歴史的遺産や古くからの造り酒屋や味噌醤油屋など歴史的建築物が多いことから、これらを活用した個性あるまちづくりの支援を進めています。

その中で、幹線道路や歩行者ネットワークを形成する地区内道路の整備に当たっては、車道の拡幅、歩道の設置、電線類の地中化、舗装や照明灯のグレードアップなど総合的な街路整備計画を地元関係者の参画の基に立案し、良好な居住環境の確保、安全で快適な交通環境の整備、地元商店街の活性化を誘導する集客力の向上などを図ることを目途に県では、都市計画道路北浜沢乙線の街路事業を進め、平成22年度に完了しました。



▲都市計画道路北浜沢乙線

② 都市再生整備計画事業

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、平成16年度から施行している事業です。

事業の事業主体は市町村であり、各市町村が策定した「都市再生整備計画」に基づき事業を推進しており、平成22年度は10市町11地区において事業を推進しました。

(2) 農業・農村が持つ多面的機能の維持・増進

農村振興課

農業・農村は、農業生産のほかに、洪水の防止や美しい田園景観の保持、緑豊かで心安らかな場の提供、さらには環境・情操教育の場や伝統文化の継承等、様々な役割を持っており、それらは、農業・農村の多面的機能と呼ばれています。

平成19年度からは、農地・水・環境保全向上対策（平成23年度から農地・水保管理）を実施し、農地・農業用水等の生産資源や農村が有する自然環境・景観などの環境資源を持続的に保存するために、農業者だけでなく地域住民が一体となって保全向上する共同活動を支援しています。



▲図2-3-4-2 農業・農村の多面的機能の分類

第二部
環境保全施策の展開
自然環境の保全及び創造

▼表2-3-4-5 農業・農村の多面的機能の評価方法

機能	評価方法
国土保全機能	
洪水防止機能	水田及び畑、ため池の大雨時における貯水能力を治水ダムの設置費等により評価
土壌浸食防止機能	農地の耕作により抑制されている推定土壌浸食量を砂防ダムの設置費により評価
土砂崩壊防止機能	水田の耕作により抑制されている土砂崩壊の推定発生件数を平均被害額により評価
水資源かん養機能	水田用水を河川に安定的に還元して再利用に寄与する能力を利水ダムの設置費等により評価
大気浄化機能	大気中のNO ₂ 、SO ₂ の田畑における推定吸収量を排煙脱硫・脱硝に要する費用により評価
気候緩和機能	水田による周辺大気気温低下効果を夏場の冷房電気料金により評価
アメニティ、教育・文化機能	アンケート調査により、5機能を提示し、回答者の支払い意欲額をたずねる手法により評価

(3) 中山間地域の総合対策

農村振興課・農村整備課

中山間地域は、過疎化・高齢化に伴う農業の担い手不足や、地理的条件が不利なことから、耕作放棄地の増加、農林業生産活動の停滞、さらに地域活力の停滞が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、地域の特性を活かした農林業の振興をはじめ、農業生産基盤や生活環境基盤の整備等、定住化に関する施策を推進するとともに、国土保全や水源のかん養など、中山間地域の有する多面的機能の維持を図っています。

▼表2-3-4-6 中山間地域に対する主な事業の実施状況

事業名	実施地域	内容
中山間地域等直接支払交付金事業	白石市ほか12市町	耕作放棄地の発生防止、多面的機能の確保、担い手育成による農業生産活動の維持等
中山間地域総合整備事業	登米市ほか2町	ほ場・農道整備、農業集落道整備等の生産・生活環境基盤の整備
中山間地域等農村活性化事業（基金）	県下中山間地域等	地域住民活動を推進する人材の育成及び農地や土地改良施設が有する多面的機能の維持・保全活動への支援

(4) グリーンツーリズムによる農村振興

農村振興課

農山漁村を訪れ、その自然、文化、人々との交流等を楽しむ滞在型の余暇活動を「グリーン・ツーリズム」と呼んでいます。

豊かな自然に触れ、農林漁家民宿・レストランで食を楽しんだり、地元住民と一緒に農作業や郷土料理づくりなどの体験活動をすることで、日常生活で失いがちな「ゆとり」や「やすらぎ」などを感じることができます。

こうした交流を通じて、農村住民が、農業や地域の魅力を再認識し、その魅力を一層高めていこうとする活動に取り組むことで、地域に活力が生まれています。

平成22年7月には、まるもりグリーン・ツーリズム協議会が設立されたほか、くりはらツーリズムネットワーク主催で「くりはら博覧会らいん」が開催されるなど、新たな活動が生まれています。



▲仙台市立南小泉小学校5年生児童田植体験の様子

5 宮城の生活環境における日本の100選

環境政策課

日本の百選に代表される全国の優れた水環境、音風景及びかおり風景は、それぞれ昭和60年3月、平成8年、平成13年に、環境省によって選定されました。地域に親しまれているこれらの環境

を将来にわたって保全・継承していくことは重要です。本県では、下記のとおり認定されています。

▼表2-3-4-7 名水・音・かおり風景100選一覧

<名水>

名水の名称	所在地	分類	時期	概要
広瀬川	仙台市	河川	通年	仙台市街地の中心部を流れる都市河川でありながら、荒々しい自然崖と豊かな河岸の緑が調和する渓谷さながらの景観を残している。また、清流にしか棲まないアユやカジカガエルが見られるほか、カワセミ、ヤマセミなど、百種類を超える野鳥も確認されている。
桂葉清水	栗原市	湧水	通年	奥羽山脈東麓の陸前丘陵の一部築館丘陵の南部に位置し、桂葉清水周辺は平成4年に公園として整備され、田園風景に囲まれている。

<残したい“日本の音風景100選”>

音風景の名称	所在地	分類	時期	概要
宮城野のスズムシ	仙台市 (宮城野区)	昆虫	立秋過ぎから晩秋の霜の降りる前まで	秋の夜、岩切城跡の茂み、与兵衛沼の大堤の周辺では、スズムシの鳴き声が良く聞こえる。宮城野のスズムシは七振り鳴くと言われ、古来より親しまれてきた。
広瀬川のカジカガエルと野鳥	仙台市	生物複合	カジカガエルは5月末から8月まで。 野鳥は四季折々。	仙台市街の中を流れる広瀬川は、生き物も多く生息し、5月末から8月には、カジカガエルが美しい声を聞かせ、年間を通じセキレイ、カワセミ、ヤマセミ等清流の鳥の声と姿を楽しめる。
北上川河口のヨシ原	石巻市 (旧河北町、旧北上町)	植物	4月から12月頃	初夏から初冬にかけて、川面を渡る風がヨシのすれ合う音を誘い、ヨシ原一面で合唱が始まる。多様な生物相と豊かな水をたたえるヨシ原では、毎年初冬、地元の人々によるヨシ刈りが行われる。
伊豆沼・内沼のマガン	栗原市 (旧築館町、旧若柳町) 登米市 (旧迫町)	鳥	10月中旬から2月下旬、特に日の出、日の入りの時刻。	伊豆沼・内沼には、毎冬、マガンを中心に多くの雁が飛来してくる。マガンは、朝、日の出と共に一斉に飛び立つ。その羽音と鳴き声はまさに壮観である。

<かおり風景100選>

かおり風景の名称	所在地	かおりの源	季節	概要
金華山の原生林と鹿	石巻市	ブナ、モミ、アカマツ、草地	一年中	金華山には、ほぼ手つかずの原生林が見られ、生息するシカ、草、潮のにおいが感じられる。島内は国定公園の特別保護地区に指定されている。
南くりこま一迫のゆり	栗原市	ゆりの花	6月中旬～7月下旬	2.5haの栽培面積をもつ園内には、150種15万株のゆりの花が栽培されている。「ゆり祭り」開催時は、「町おこしゆりの会」が主体となり、公園管理や清掃活動を行っている。

名水100選：<http://www2.env.go.jp/water/mizu-site/>（環境省 水環境総合情報サイト）より抜粋
かおり風景・音風景100選：<http://www.env.go.jp/air/life/index.html>より抜粋